

(2)災害時要支援者台帳の更新について

伯耆町では、平成21年度から災害時に家族などの援助が困難で、何らかの助けを希望する人の台帳として災害時要支援者台帳を整備しています。ご本人の同意を頂き、登録された方の情報を集落・民生委員等で共有し、普段からの見守りと災害が発生した時に支援が得られる「仕組みづくり」に向け地域でお役立てください。

この度、各自治会へ配布している本台帳について、区長様にご協力いただいた資料を基に更新作業が完了しましたので、新しい台帳を配布させていただきます。

●新しい台帳について

・配布内容

災害時要支援者台帳(要支援者一覧・要支援者毎の名簿・要支援者の分布図)を、報告いただいている名簿管理者の人数分配布します。

・台帳の保管等について

重大な個人情報を含む台帳ですので、紛失等が絶対に無いよう慎重な管理をお願いします。また、平時にむやみに他の人に見せたり、コピーしたりすることのないよう、ご留意ください。

・要支援者台帳管理者報告書（変更がある場合のみ）

令和元年7月報告から変更がある場合は、別紙様式により台帳の管理者の報告を、お願いします。

●支援の方法

登録された方の情報は、町・自治会・民生委員・社会福祉協議会・警察・消防で共有し、普段の見守り、災害発生時の迅速な対応を図ります。

●新規登録の方について

新規登録者については、随時受付を行っていますので、新規登録を希望される方等あれば、「災害時要援護者登録申請書」をご提出ください。(総務課へお問い合わせください)

●旧災害時要援護者台帳の回収について

・対象：平成28年度に配布した災害時要援護者台帳

複数の方で台帳を管理されている集落についても、現在保管されている台帳すべてが回収対象ですので、ご確認ください。

・令和2年1月28日の区長協議会で提出できなかった場合の提出先

提出先：伯耆町役場総務課又は分庁総合窓口課

提出期限：令和2年2月14日まで

【問い合わせ先】

総務課 担当：山岡 範泰

電話：68-3111 FAX：68-3866

Mail：yamaokan@houki-town.jp

災害時要支援者に関する役員交代報告書

1. 集落名 _____

2. 区長 _____ 印

3. 名簿管理者の交代報告

新管理者 氏名	住 所	前管理者氏名

提出年月日：令和 年 月 日

4. その他

- ・ 提出先 (本庁舎) 総務課 (溝口分庁舎) 分庁総合窓口課
- ・ 連絡先 総務課総務室 (担当: 山岡)
電話: 0859-68-3111
FAX: 0859-68-3866
メール: soumuk@houki-town.jp

救急医療情報キットの配布について（依頼）

本町では、緊急時に個人の医療情報などを救助者へ速やかに伝達できるよう、災害時要支援者台帳の登録者を対象に、「救急医療情報キット」の配布を実施しています。

この度の災害時要支援者台帳の更新に伴い、新たな登録者への情報キットの配布及び、情報キットを配布済みの方を対象に、情報キットの情報更新を予定しています。

つきましては、次のとおり情報キットの配布及び情報更新にご協力をお願いいたします。

貴自治会において、

○災害時要支援者台帳に新たに登録された方の世帯のうち、情報キットを未配布の世帯に、「情報キット」及び「防災カード」の配布をお願いします。

○既に情報キットを配布済みの方のうち、災害時要支援者台帳の登録を更新された方に、「防災カード」を配布いただき、情報キットの筒の中の防災カードなどを更新していただくようご案内をお願いします。

【補足説明】

○情報キットの配布は、1世帯に1本です。

○情報キットの配布対象者が1世帯に複数名おられる場合、1本の情報キットの中に、複数名の情報（防災カードなど）を入れることになります。

○情報キットは活用をお勧めするもので、強制するものではありません。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

健康対策課 生活相談室 担当：中原 孝訓

電 話 68-5535

F A X 68-3866（代）

メール sougouseikatsu@houki-town.jp

救急医療情報キットをご活用ください

～災害時要支援者台帳登録者を対象に配布します～

救急医療情報キットとは

緊急時に救助者が迅速な救急活動を行えるよう、必要な情報を冷蔵庫で保管するものです。

救急医療情報キットの内容



救急医療情報キットに入れるもの

①防災カード

〔災害時要支援者台帳の登録情報として、ご本人様の緊急連絡先などが記載されたカードです。〕

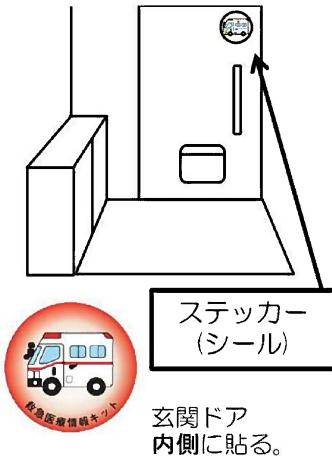
②健康保険証（写）

③薬剤情報提供書（写）またはお薬の説明書（写）など

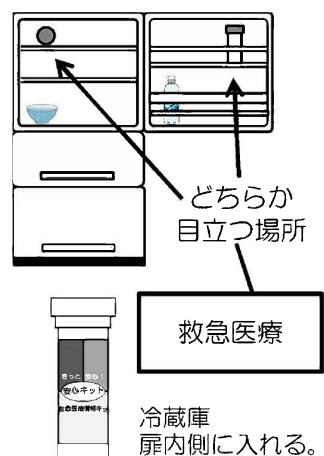
※②③は、入れることをおすすめするもので、ご本人で用意していただくものです。

救急医療情報キットの保管方法

【シール・マグネットの貼り付け場所】



【救急医療情報キットの保管場所(例)】



※シール・マグネットが貼られている場合は、本人及びご家族の同意を得ることなく、救助者が冷蔵庫を開けて、救急医療情報キットを取り出すことがあります。

※救急活動において搬送先の医療機関を決める場合、症状などの状況では防災カードに記載された医療機関に搬送されない場合があります。

ご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。
伯耆町役場 健康対策課生活相談室 電話68-5535